K-37

黙松寶迫繁勝稱須

龍磐武廣和雄筆記

教憲頌歌

完

紀元二千五百四十六年
明治十九年十一月印行

特49
794
東京圖書館藏

特49
794
東京圖書館藏

明治二十年一月二十五日内務省交付

詔書

朕恭惟

天神天祖立極垂統

列皇相承繼之述之祭政一致億兆同心治教明于上風俗

美于下而中世以降時有汚隆道有顯晦矣今也天運循環

百度維新宜明治教以宣揚惟神之道也因新命宣教使布

教天下汝群臣衆庶其體斯旨

明治三年正月三日

教憲頌歌

鷲松寶迫繁勝　稱頌

門人　武廣和雄　筆記

かきられし豐葦原は其中に國てふ國は多かれど中にゐやきは目立しる瑞穂の國と名にしおふ吾日の本は國そかし本の神代は其創めに邇々杵の尊天降り鎮め玉ひし御國にて天津日嗣は勅詔世々の天皇承繼て天壤倶に窮みなく幸ふる國に生れ來し人は更なり千萬はいきとしいける禽獸水に生ひゐは鱗族を天津御神は産しその限りしられぬ動物

「其中にも人を取分て萬物の靈にして最貴く神々の御胤
なれば繼て何事も神の教に倣ふ故萬の物よりもなべて人ハ勝
得し理を知れ五穀の種や糸取の道も教給ふ家居まで神の
恵ミなりけるをしりながら其源をしらざる流を人はおとなしとも
れし吾日の本ハ太古より天津御神の教に曲らぬ道の何
りぬるを降ち行ける世にはされて不善道に迷ひいり今上皇
帝の布給せる三條の教憲五條の誓盟を何ぞ志なざして只
うろ〳〵して過ぬるは皇御國に生れ來し人といふべきかし
れぬは最もげなしき事なし爰に説出は此文を男女の差

別なく後知らしめんとなり勅語詔勅なりけれバ謹みて覺えいふもなし
ほにおなりしも神の恵ミして大君の深きめぐみに報ゆるぞ
皇國の民の要務なる

第一條

敬神愛國の旨を體すべき事

貴くも神を敬ひ吾國を愛するは民の要務にて暫時も隙を忘
るまじき教訓なるを千早振神代のむかしを思ひみれバ天の
御中の大神を次に生りませる大神は高皇産靈の神かしこみ夫
より次を神皇産靈御祖の神とぞ稱へ奉る此三柱の大神を

天壤は既に太古より御在ましゝ始めなく終りも有らでく大空は月日と星を世の中の萬の物を此神の造り玉ひし由縁以て造化の神とぞ崇め奉る實に此神等の產靈に高彥遲神を始めとして彌次々の神々も又國民も無情草木を何も悉く產靈に下されしその恩なれ人は性魂や千萬のいきとしいける動物の心魂まで天津神賦與玉ひしそのめぐみ目にこそ見えね神々の深き恵みを忘るなと天津御祖は人神を尊るしまゝも御躬神衣を織ませ給ひ大祖を鳥見は山齋の峙に皇祖天神を祀りまつりし其所爲も神を敬ふ大教は早く神代

に有りきこれぞ此縁故にて其儀に世々の帝は天津日嗣を寶祚は御位を踐せ給へる其時に天津御神と地祇神に大嘗を拝み中臣は壽詞を奏し齋部氏は三種の神寶を奏せしむる故事も流し孝行て敬ふ道を祭祀は中にあるとぞ懇懃に至敬の状を器象の上にて示し玉ひ然る器象をいふも天祖邇々杵は尊に賜り給ふ八坂瓊は曲玉で八咫の鏡と草薙は劍を三種は寶と崇めて今に傳ふる玉てふものは柔和温潤に德を表し仁慈ある其根源を示したもの鏡は德も善惡の不昧ざりし形容を表に見せて正直の本體を示し曇りなし劍

は徳を断じ利しては物を果断威が示す智恵が用ふる所大用をな
せしもの也し玉ひしものとされ借しも神代代代々が經て人皇は世に
移り来るも神武は帝をはじめの臣が選みて此國を鎮せ玉ひ
經歴を古事記に明瞭に載せば、看れば誰人も傳知すべき事
が欲知を故き文書を問ひ温ね新しきを知るが如き成るべし

第二條

天理人道が明にすべき事

天の理は天は道では理義が問温ぬれば知らしむべき造化は
理にて物事の則を示す事が知るべし天理天道は事でも理の差
別を作りて天道に亦二義あり其一を陰陽を天道と名
づけられ、四の時を循環ずして木を榮しては雨風や月は晦
朔を作し天の道を為えまでしあり是を事物の上に就きては理
を覺るべし又其一を吉凶禍福是天道と號けより什麼吉凶
禍福を善悪の應報應報で己れの善を為して禍の自然
と來るを是の者は悪をなしては禍を避る人道なきその
与其善悪を糺しは之を人為に尽し天は所為恐れても猶慎
るべし夫天理とは事物の姿形の種々は替る隨に理合の替
る所を示しは有りて天でふきとも自然は義譬て云ば火を上に

燃は騰り水は下になりなど降る類にて自然の道に適合せ
いふにしもの總知るべし天理といふを造化の神の與玉ひ
し眞心を云ふし事を志られなり又人道を説されば人を天
地の中間に有生るおほそのよ天上に高天原てふ所あり善
神等の集りて最美麗雅なる無上國を日の御神治給ひ、御
使の神の御名を以て大直毘と稱す下なり此世の中の善を悪
を此神の施しる下ふ總まはあり地の下にる黄泉國悪神等
集る諸し其御使の神の名を大禍津日の神といひ總て世界
の悪禍を施し人の直下ふ神總おもれ實に吉凶禍福往來する時

が勝を止むなり人の心を善神に引れていなす善事を好む
を常の意なり人の身躰を悪神搦ないはを悪事なす其縁
故を考るに我人共に善事を作しは、人を益けれは意の中
に自然快しではするもの悪事を作し在他の人に害を加
ふる時自然なる人知ず其前に自巳が心に自己羞愧夫愚婦
だに知る所夫故人を五倫の道固く守りて怠る所謂五倫
の初めなる君臣の義理といふ天祖が寶祚の大訓あ
るなり君臣の大義は龜鑑明らげし次に父子の親なり神
代の太古天祖齋鏡の大教を父子大倫の基本なり次に夫婦

は別の知れ彼の諾冊は二神閨門の中にて禮を以て教玉ふし其本は問に温ぬれは喜哉可美女に遇ぬとて女の男に先立ぬ其理りを明らめ且次にそ兄弟は序あるを辨へと菟道の皇子は仁徳は仁に譲り神は譲りあい兄を何かえて御位は辭せるあまりに雲がくれ隠れ玉ひし其皇子の御名も益々自顯はれし後は龜鑑となりぬ此時韓國は博士にて王仁てふ人敷嶋の道を始めし大君は勅せし歌に浪花津に咲や此花冬ごもり今を春邊と咲や此花されしを奉して帝も御位は踐せ玉ふと故事はあるに修めし人は道夫次

にそ朋友は信義の道を辨へしと古事記に曰るあり天は若彦中津國に在まし時の朋友に味鉏高彦根てふ神あり相互に中の和睦く深き契りし故は以て彦根の神そ故に天に上り其朋友は喪を弔ひし故事あり實に友達に眞心は竭せるものなるなり五倫の道は尽しぬは自然天理に叶ひ來て吾故に幸福は祈らずとても神やまもらん

第三條

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

抑皇上をいふ言そ天祖天神は其正統を天壤倶に無窮に繼

續せ玉へる吾皇上を稱へ奉りし言葉なり天皇を其創始
天祖の蒼生は上に立せて次々の皇子に傳へし國なれば時
は星は移れども變らぬものを大君は踐せ玉へる寳祚
は君と臣との區別は自然別れしものにあらざるなり又故に説出
ぞ天孫降臨の時に當り天祖最愛從ひ給ひ稻穂を持て天
孫に授け玉へる日向の高千穂山に天降ありし時民は玉の
繼を為し其基を開かれし其故由は其儀に瑞穂の國と稱し
給ひ什麼穀物を百姓の作り出せる自分の物と思へども其の
實は天祖の御賜物を頂戴せしものとの心得を仮令百姓自分の作り

田畑は自分がものと作るにも皇産靈の神は産靈し天照す
大神との德に依らずして榮えん萬物は生成事なかりしの
と其理りを明らかに天祖は大神を更にいへど其後亂は
時の御代奉戴と朝旨はいふを朝廷より施せ玉へる教にあ
時は制法かいへるあり遵守はいふを流れ行水は低きにな
る如く守り遵ふ心なり維新開化の變革を天津御神は御心
が心は知して日知ぬは今上皇帝は擬しのはいはふ心にあ
る所謂を指き君が威にて四方の國下で大君は高き御稜威
を駿馬の玉百重は錦數並為治る御代は謂しおき例が多し

九重の雲井の君の玉敷の庭に向ひて諸共に仰ぐ明治の勅詔其大略を讀解き御代の榮えを祝ふまゝ實に有難き樂みぬれ

教憲頌歌終

此頌歌波。年頃乎我務能志氣留乎。這度武廣嘉豆男。筆記志。櫻木爾刻艮世亭。廣豫世仁。知羅瀬満保志臘。讀邊類萬々。其意耳任勢怒流邇那牟。

周防乃後學鷺松寶迫繁勝賀識壽

明治十九年十一月十日版權御願
仝　年十二月一日版權免許

定價金四錢

山口縣
編纂者　寶迫繁勝
安藝國廣島區猫屋町第百九番邸寄留

廣島縣
筆記兼出版人　武廣和雄
備後國三上郡宮内村第十五番邸

朝鮮　李淵瑺　閲校
日本　寶迫繁勝　著
一　善隣通語　上下二冊　定價金五拾錢
此書ハ朝鮮語ヲ學フノ書ニシテ中央ニ原文ヲ書シ左側ニハ國字ヲ以テ彼ノ語音ヲ附シ右側ニハ譯語ヲ記シ獨學ノ便ニ供シタルモノナリ

校者　同上
著者　同上
一　韓語入門　上下二冊　定價金五拾錢
此書ハ朝鮮語學ノ文法ヲ明示シタルモノニシテ彼ノ語學ニ志アルモノ必要ノ書ナリ

日本寶迫繁勝著
一　朝鮮諺文　定價金壹錢五厘
此書ハ彼國ノ諺文ヲ一覽スルノ便ニ供セシモノナリ

雨森東原著
寶迫繁勝刪正
一　交隣須知　全四冊　定價金貳圓四拾錢
此書ハ朝鮮語學ノ要領完全ナルモノニシテ元外務屬官寶迫君彼ノ國ニ駐剳中公務ノ暇實地ニ就キ此書ノ誤謬ヲ刪正シ且欄内ヲ二層ニ畫シ原書ト譯文トヲ區別シ記誦ノ便ニ供セラレタル良書ナリ

朝鮮國釜山浦
日本居留地
賣弘所　白石益彦

K-39

賣捌所

廣島縣廣島區東横町　友田藤助

大阪備後町四丁目　梅原龜七

同北久寶寺町四丁目　三木佐助

同唐物町四丁目　岡本仙助

東京日本橋通り四丁目　牧野善兵衛

西京三條柳之馬場　辻本文四郎

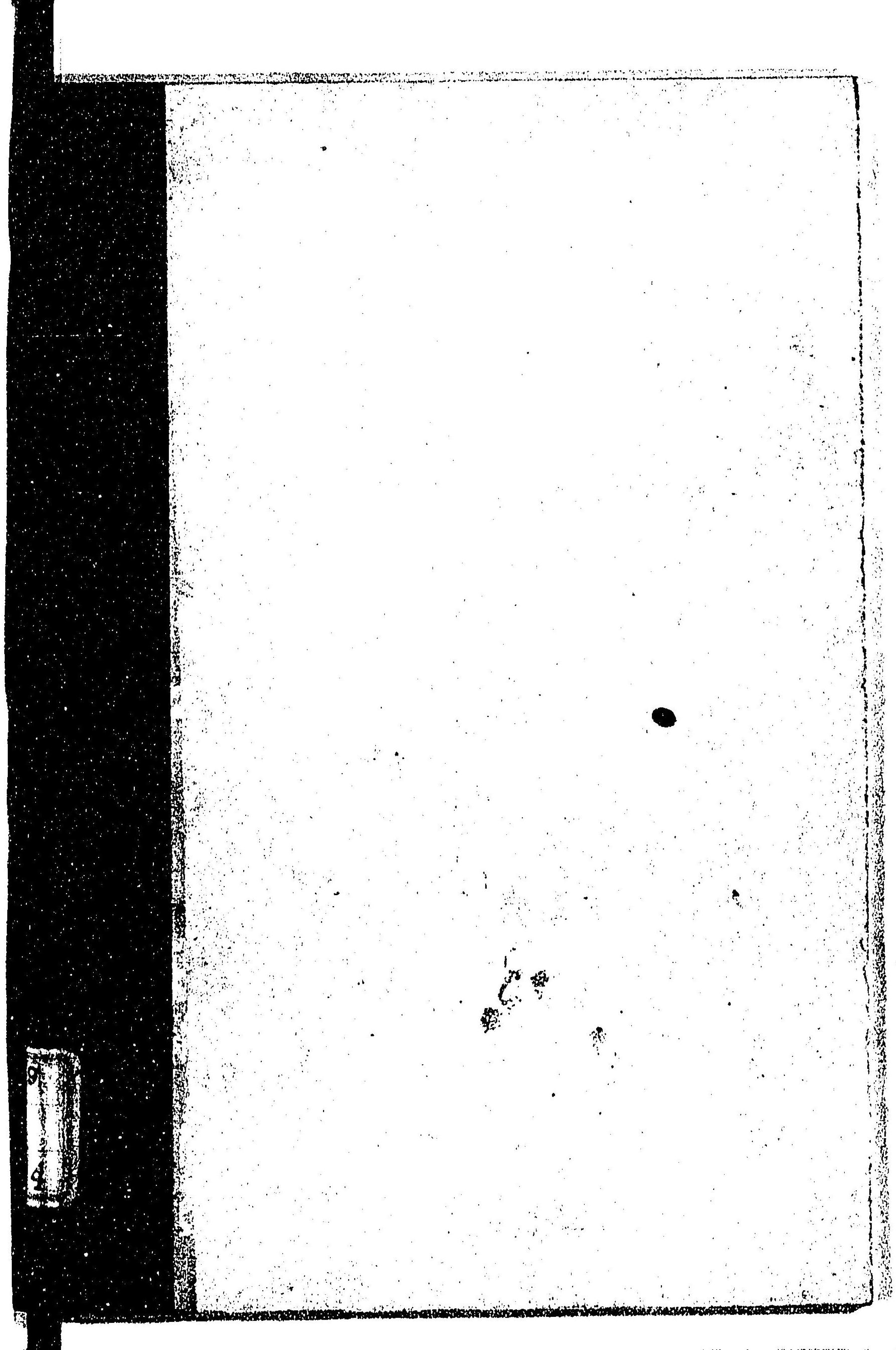

教憲頌歌

寶迫繁勝

国立国会図書館

特
7

013888-000-0

特49-794

教憲頌歌

宝迫 繁勝／頌

M19

ABB-0113